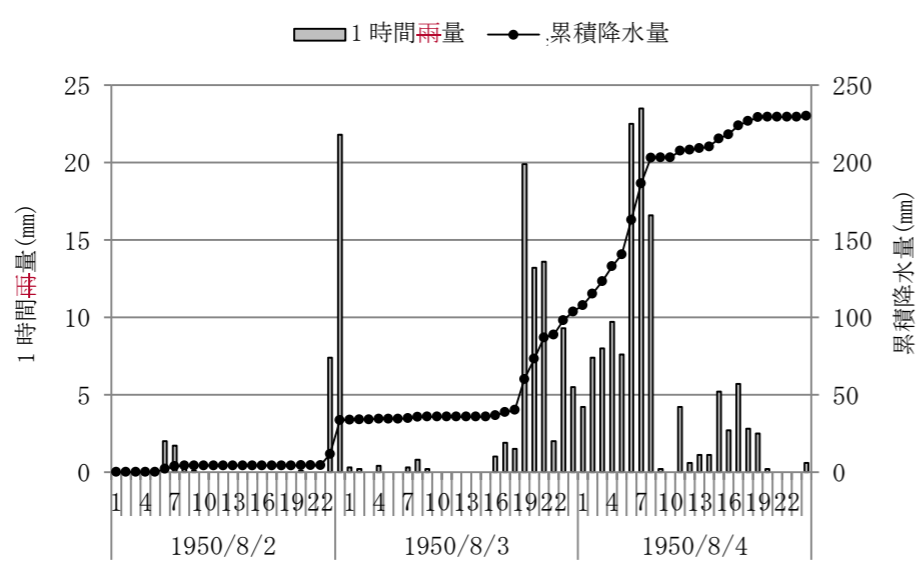
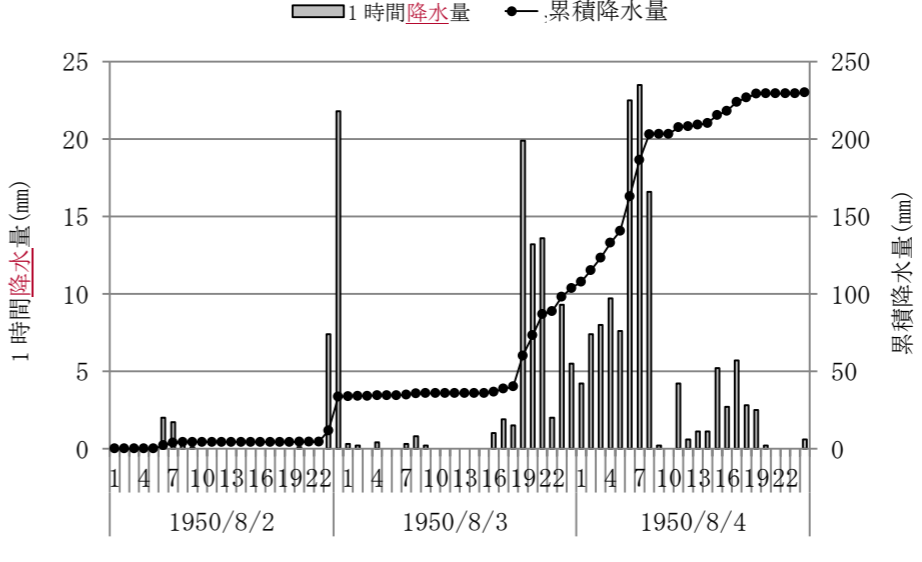


仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考																								
<p>P14 第1部 第2章 第2節 想定される災害</p>	<p>1. 本市において想定される地震 (中略)</p> <p>(1) 海溝型の地震（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月及び令和2年1月）による）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）</p> <p>ひとまわり小さいプレート間地震のうち、宮城県沖の陸寄りでは、一般に「宮城県沖地震」と呼ばれるマグニチュード7.1～7.4の地震が繰り返し発生したことが知られていません。これを「宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）」と呼びます。</p> <p>震源位置などから1897年2月、1930年代（1936年で代表）、1978年、2000年以降（2011年3月11日で代表）の地震活動を宮城県沖の陸寄りにおけるそれぞれ一つの地震活動とみなした場合、1897年以降、4回活動を繰り返ししており、平均発生間隔は38.0年と考えられます。なお、1978年のものは昭和53年の宮城県沖地震として知られています。今後30年以内の地震発生確率は60%程度と推定され、将来発生する地震の規模は1978年宮城県沖地震の規模からマグニチュード7.4前後とされています。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">表4 宮城県沖地震の発生確率 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価（令和2年1月）)</p> <table border="1" data-bbox="335 1283 1421 1787"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0～0.2% 0.3～10% 60%程度 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上</td> <td>BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき$\alpha=0.10$（データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会、2001））を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率 (2020年1月1日時点)</td> <td>0.23</td> <td>経過時間約8.8年を平均発生間隔38.0年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td>M7.4前後</td> <td>過去の地震のMを参考にして判断した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	ほぼ0～ 0.2 % 0.3 ～10% 60%程度 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会、2001））を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	地震後経過率 (2020 年1月1日時点)	0.23	経過時間約 8.8 年を平均発生間隔38.0年で除した値	次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。	<p>1. 本市において想定される地震 (中略)</p> <p>(1) 海溝型の地震（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月及び令和3年1月）による）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）</p> <p>ひとまわり小さいプレート間地震のうち、宮城県沖の陸寄りでは、一般に「宮城県沖地震」と呼ばれるマグニチュード7.1～7.4の地震が繰り返し発生したことが知られていません。これを「宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）」と呼びます。</p> <p>震源位置などから1897年2月、1930年代（1936年で代表）、1978年、2000年以降（2011年3月11日で代表）の地震活動を宮城県沖の陸寄りにおけるそれぞれ一つの地震活動とみなした場合、1897年以降、4回活動を繰り返ししており、平均発生間隔は38.0年と考えられます。なお、1978年のものは昭和53年の宮城県沖地震として知られています。今後30年以内の地震発生確率は60%～70%と推定され、将来発生する地震の規模は1978年宮城県沖地震の規模からマグニチュード7.4前後とされています。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">表4 宮城県沖地震の発生確率 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価（令和3年1月）)</p> <table border="1" data-bbox="1492 1283 2579 1787"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0～0.4% 0.9～20% 60%～70% 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上</td> <td>BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき$\alpha=0.10$（データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会、2001））を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率 (2021年1月1日時点)</td> <td>0.26</td> <td>経過時間約9.8年を平均発生間隔38.0年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td>M7.4前後</td> <td>過去の地震のMを参考にして判断した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	ほぼ0～ 0.4 % 0.9 ～20% 60%～70% 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会、2001））を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	地震後経過率 (2021年1月1日時点)	0.26	経過時間約9.8年を平均発生間隔38.0年で除した値	次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。	<p>長期評価による地震発生確率値の更新に伴う修正</p>
項目	将来の地震発生確率等	備考																									
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	ほぼ0～ 0.2 % 0.3 ～10% 60%程度 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会、2001））を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																									
地震後経過率 (2020 年1月1日時点)	0.23	経過時間約 8.8 年を平均発生間隔38.0年で除した値																									
次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。																									
項目	将来の地震発生確率等	備考																									
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	ほぼ0～ 0.4 % 0.9 ～20% 60%～70% 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会、2001））を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																									
地震後経過率 (2021年1月1日時点)	0.26	経過時間約9.8年を平均発生間隔38.0年で除した値																									
次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。																									

旧頁	旧	新	備考
P28 第1部 第2章 第2節 想定される災害	3. 風水害等基礎調査 (中略) (1)～(3) 略 (4) 地域の危険性 風水害等の危険区域と人口・建物分布といった社会条件を重ね合わせ、市域の風水害等に対する危険要因の特徴についてまとめました。 なお、地形、人口集中地区、行政界等を踏まえ、次の13地区に区分しています。 (資料3-3「風水害における地域の危険要因の特徴」参照) (図略)	3. 風水害等基礎調査 (中略) (1)～(3) 略 (4) <u>(削除)</u>	各種ハザードマップの整備により危険区域等が確認可能なため削除
P39 第1部 第2章 第2節 想定される災害	2. 風水害 (中略) (1) 略 (2) 昭和25年8月豪雨による風水害 (中略)  <p>図：昭和25年8月2日～4日の降水量（気象庁データより）</p> (3)～(9) 略	2. 風水害 (中略) (1) 略 (2) 昭和25年8月豪雨による風水害 (中略)  <p>図：昭和25年8月2日～4日の降水量（気象庁データより）</p> (3)～(9) 略	後続のグラフに合わせた記載の修正

旧頁	旧	新	備考																
P60 第1部 第3章 第2節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱	2. 指定地方行政機関 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(中略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">東京航空局 仙台空港事務所</td> <td style="padding: 5px;">1 災害時における航空機による輸送に関する安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(中略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">仙台管区気象台</td> <td style="padding: 5px;">1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</td> </tr> </table>	東京航空局 仙台空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関する安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用	仙台管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	2. 指定地方行政機関 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(中略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">東京航空局 仙台空港事務所</td> <td style="padding: 5px;">1 災害時における航空機による輸送に関する安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(中略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">仙台管区気象台</td> <td style="padding: 5px;">1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)並びに水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</td> </tr> </table>	東京航空局 仙台空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関する安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助	仙台管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)並びに水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	 仙台空港の民営化を踏まえた修正 記述の適正化								
東京航空局 仙台空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関する安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用																		
仙台管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発																		
東京航空局 仙台空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関する安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助																		
仙台管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)並びに水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発																		
P62 第1部 第3章 第2節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱 共通編	4. 指定公共機関 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(中略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">日本赤十字社 (宮城県支部)</td> <td style="padding: 5px;">1 医療救護 2 2 救援物資の備蓄及び配分 3 3 災害時の血液製剤の供給 4 4 義援金の受付及び配分 5 5 その他災害救護に必要な業務</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(中略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">日本放送協会 (仙台放送局)</td> <td style="padding: 5px;">1 災害情報等の放送</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(中略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">東北電力株式会社 (宮城支店支社、仙台北電力センター営業所、塩釜電力センター、仙台北電力センター、仙台南電力センター営業所)</td> <td style="padding: 5px;">1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(中略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 JXIG エネルギー株式会社</td> <td style="padding: 5px;">1 災害時における石油製品の安定供給</td> </tr> </table>	日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護 2 2 救援物資の備蓄及び配分 3 3 災害時の血液製剤の供給 4 4 義援金の受付及び配分 5 5 その他災害救護に必要な業務	日本放送協会 (仙台放送局)	1 災害情報等の放送	東北電力株式会社 (宮城支店 支社 、仙台北電力センター 営業所 、塩釜電力センター、仙台北電力センター、仙台南電力センター 営業所)	1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保	出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 JXIG エネルギー株式会社	1 災害時における石油製品の安定供給	4. 指定公共機関 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(中略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">日本赤十字社 (宮城県支部)</td> <td style="padding: 5px;">1 医療救護 <u>2</u> 2 <u>こころのケア</u> 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他災害救護に必要な業務</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(中略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">日本放送協会 (仙台拠点放送局)</td> <td style="padding: 5px;">1 災害情報等の放送</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(中略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">東北電力株式会社 (宮城支店、<u>仙台北営業所</u>、<u>仙台南営業所</u>) 東北電力ネットワーク株式会社 (<u>宮城支社</u>、<u>仙台北電力センター</u>、<u>仙台南電力センター</u>、<u>塩釜電力センター</u>)</td> <td style="padding: 5px;">1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(中略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 <u>ENEOS</u>株式会社</td> <td style="padding: 5px;">1 災害時における石油製品の安定供給</td> </tr> </table>	日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護 <u>2</u> 2 <u>こころのケア</u> 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他災害救護に必要な業務	日本放送協会 (仙台 拠点 放送局)	1 災害情報等の放送	東北電力株式会社 (宮城支店、 <u>仙台北営業所</u> 、 <u>仙台南営業所</u>) 東北電力ネットワーク株式会社 (<u>宮城支社</u> 、 <u>仙台北電力センター</u> 、 <u>仙台南電力センター</u> 、 <u>塩釜電力センター</u>)	1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保	出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 <u>ENEOS</u> 株式会社	1 災害時における石油製品の安定供給	 業務の追加と記載の変更 機関名称の変更 東北電力ネットワーク株式会社の分社化・指定公共機関指定に伴う記載追加 社名変更による修正
日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護 2 2 救援物資の備蓄及び配分 3 3 災害時の血液製剤の供給 4 4 義援金の受付及び配分 5 5 その他災害救護に必要な業務																		
日本放送協会 (仙台放送局)	1 災害情報等の放送																		
東北電力株式会社 (宮城支店 支社 、仙台北電力センター 営業所 、塩釜電力センター、仙台北電力センター、仙台南電力センター 営業所)	1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保																		
出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 JXIG エネルギー株式会社	1 災害時における石油製品の安定供給																		
日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護 <u>2</u> 2 <u>こころのケア</u> 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他災害救護に必要な業務																		
日本放送協会 (仙台 拠点 放送局)	1 災害情報等の放送																		
東北電力株式会社 (宮城支店、 <u>仙台北営業所</u> 、 <u>仙台南営業所</u>) 東北電力ネットワーク株式会社 (<u>宮城支社</u> 、 <u>仙台北電力センター</u> 、 <u>仙台南電力センター</u> 、 <u>塩釜電力センター</u>)	1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保																		
出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 <u>ENEOS</u> 株式会社	1 災害時における石油製品の安定供給																		

旧頁	旧	新	備考
P69 第2部 第1章 第2節 家庭や事業所で災害に備える	1. 地震の揺れに備える【市民・企業・地域団体等】 (中略) <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>【参考】市の取り組み (中略)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の積極的運用 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断が義務化された建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修の啓発を図っていくとともに、改修計画の認定制度の普及に努めます。</p> <p>(4) 戸建木造住宅について 昭和56年以前に建築された戸建木造住宅を対象として、仙台市及び宮城県に登録された耐震診断士を市民からの申込みに応じて派遣し、一般診断・耐震改修計画案作成の支援を行います。また、耐震評点が基準以下の建物について、耐震性能を満たすための改修工事に要する費用の一部助成を行います。</p> <p>(5) 木造共同住宅について 昭和56年以前に建築された木造共同住宅を対象として、耐震診断士を市民からの申込みに応じて派遣し、簡易耐震診断を実施します。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 耐震改修の促進のための融資制度等のPR 耐震改修の実施において、建築物の所有者に大きい負担がかかることから、国の助成制度や住宅金融支援機構等の活用をPRに努めていきます。</p> <p>(8) 略 2～8 略</p> </div>	1. 地震の揺れに備える【市民・企業・地域団体等】 (中略) <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>【参考】市の取り組み (中略)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>民間建築物の耐震化について</u> 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断・耐震改修について指導・助言を行います。</p> <p>(4) 戸建木造住宅について 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工し、建築された戸建木造住宅を対象に、<u>建物の所有者からの申込みに応じ、仙台市が耐震診断士を派遣し、耐震診断・耐震改修計画案の策定を行います。</u>また、<u>耐震診断の結果が基準以下の場合、耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。</u></p> <p>(5) 木造共同住宅について 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工し、建築された木造共同住宅を対象に、<u>建物の所有者からの申し込みに応じ、仙台市が耐震診断士を派遣し、簡易耐震診断を実施します。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>融資制度等について</u> <u>耐震改修工事が円滑に進むように、融資制度や税の特例措置について周知啓発を行います。</u></p> <p>(8) 略 2～8 略</p> </div>	<p>耐震化の指導・助言への修正</p> <p>第2部第2章第14節の記載内容に整合するよう修正</p> <p>第2部第2章第14節の記載内容に整合するよう修正</p> <p>耐震改修促進計画にあわせた修正</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>P73 第2部 第1章 第2節 家庭や事業所で災害に備える</p>	<p>2. 地震に伴う出火等に備える【市民・企業・地域団体等】 (中略)</p> <div data-bbox="376 325 1389 1081" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 特殊建築物等の防災対策</p> <p>市では、災害時における火災から人命を保護することを目的に、特殊建築物等や建築設備等について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び維持保全が適正に行われるよう計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図っています。</p> <div data-bbox="445 751 1320 1045" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【特殊建築物とは】 劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物</p> <p>【建築設備等とは】 換気設備（中央管理方式の空調設備に限る）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る）</p> </div> </div>	<p>2. 地震に伴う出火等に備える【市民・企業・地域団体等】 (中略)</p> <div data-bbox="1534 325 2546 1102" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 特定建築物等の防災対策</p> <p>市では、災害時における火災から人命を保護することを目的に、特定建築物等や建築設備等について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び維持保全が適正に行われるよう計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図っています。</p> <div data-bbox="1602 751 2478 1081" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【特定建築物とは】 劇場、百貨店、ホテル、病院、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物や共同住宅などの利用者が就寝の用途に使用する建物</p> <p>【建築設備等とは】 換気設備（中央管理方式の空調設備に限る）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る）、防火設備（随時閉鎖式に限る）</p> </div> </div>	<p>法改正による修正</p> <p>法改正による修正及び対象の明確化</p>
<p>P73 第2部 第1章 第2節 家庭や事業所で災害に備える</p>	<p>3. 風水害に備える【市民・企業・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <div data-bbox="376 1304 1389 1793" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. がけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防</p> <p>本市には、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域が8か所、砂防指定地が59か所、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は48か所あり、これらは宮城県が事業主体となり防止工事等を行っています。しかし、このほかにも土石流の発生するおそれのある危険渓流や、がけ崩れの発生するおそれのある急傾斜地等が多く存在するため、市では、県の事業に協力して新規事業の採択要望及び防災工事の進捗を図り、これらの危険箇所の防災対策に努めています。</p> <p>2～6 略</p> </div>	<p>3. 風水害に備える【市民・企業・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <div data-bbox="1534 1304 2546 1793" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. がけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防</p> <p>本市には、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域が8か所、砂防指定地が59か所、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は50か所あり、これらは宮城県が事業主体となり防止工事等を行っています。しかし、このほかにも土石流の発生するおそれのある危険渓流や、がけ崩れの発生するおそれのある急傾斜地等が多く存在するため、市では、県の事業に協力して新規事業の採択要望及び防災工事の進捗を図り、これらの危険箇所の防災対策に努めています。</p> <p>2～6 略</p> </div>	<p>時点更新</p>

旧頁	旧	新	備考
P77 第2部 第1章 第2節	5. 物流の停止等に備える【市民・企業】 (中略) (3) 各家庭において、家族のおおむね1週間分の食料や生活物資等の備蓄に努めます。また、以下のように避難時に必要な食料や必需品はすぐに持ち出せるようまとめておき、避難所への持ち寄りに協力します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 【避難時の携行品例】 ○ 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、おむつ、携帯電話の充電器、現金等 </div> (2)～(9) 略	5. 物流の停止等に備える【市民・企業】 (中略) (1) 各家庭において、家族のおおむね1週間分の食料や生活物資等の備蓄に努めます。また、以下のように避難時に必要な食料や必需品はすぐに持ち出せるようまとめておき、避難所への持ち寄りに協力します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 【避難時の携行品例】 ○ 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、おむつ、携帯電話の充電器、現金、<u>マスク</u>、<u>体温計</u>、<u>石けん</u>、<u>消毒液</u>等 </div> (2)～(9) 略	感染症対策物資の追記
P82 第2部 第1章 第4節 情報を入手する方法を知る・確保する	(1)～(3) 略 <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> 【参考】情報収集の方法 (中略) 1 略 2 緊急速報メール 大規模災害発生時において、市が配信する避難勧告等を、対象エリアにいる方の携帯電話（非対応の機種を除く）へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクモバイルでそれぞれ行っています。 3～8 略 </div>	(1)～(3) 略 <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> 【参考】情報収集の方法 (中略) 1 略 2 緊急速報メール 大規模災害発生時において、市が配信する避難勧告等を、対象エリアにいる方の携帯電話（非対応の機種を除く）へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクモバイル<u>及び楽天モバイル</u>でそれぞれ行っています。 3～8 略 </div>	配信事業者の追加
P91 第2部 第1章 第5節 安全を確保するための行動を確認する	2. 災害の特徴に応じた行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1) 略 (2) 津波災害 (中略) <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> 【参考】市の取り組み 市では、東日本大震災の津波被害や津波浸水区域等を踏まえて、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定しました。津波避難エリアを表示した「津波からの避難の手引き（暫定版）」は、平成29年4月に第4版を全戸配布するとともに仙台市ホームページに掲載しています。 市民や企業、地域団体等では、津波災害の危険が切迫した際に、迅速かつ的確な行動をとることができるよう、あらかじめ区域の確認とその意味を理解できるよう努めてください。 (資料3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照) </div>	2. 災害の特徴に応じた行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1) 略 (2) 津波災害 (中略) <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> 【参考】市の取り組み 市では、東日本大震災の津波被害や津波浸水区域等を踏まえて、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定しました。津波避難エリアを表示した「津波からの避難の手引き（暫定版）」は、<u>令和2年7月</u>に第5版を配布するとともに仙台市ホームページに掲載しています。 市民や企業、地域団体等では、津波災害の危険が切迫した際に、迅速かつ的確な行動をとることができるよう、あらかじめ区域の確認とその意味を理解できるよう努めてください。 (資料3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照) </div>	津波避難エリアの変更に伴う「津波からの避難の手引き（暫定版）」の改定

旧頁	旧	新	備考
P91 第2部 第1章 第5節 安全を確保するための行動を確認する	<div data-bbox="373 212 1389 302" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>(3) 風水害 河川氾濫や土砂災害等の風水害については、気象情報、河川の水位、土砂災害の兆候等から発生の危険性を予測することで、地震・津波災害に比べて、発生までに行動時間が確保できる場合があるため、気象情報や避難勧告等の情報を確認し、被害が発生する前に安全な場所へ避難することが重要です。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(中略)</p> <div data-bbox="373 722 1389 1167" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「仙台防災タウンページ」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</p> <p>また、これらの情報は、市ホームページ「せんだいくらしのマップ」にも掲載しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仙台防災タウンページ (URL) 略 2. 略 </div>	<div data-bbox="1531 212 2546 302" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>(3) 風水害 河川氾濫や土砂災害等の風水害については、気象情報、河川の水位、土砂災害の兆候等から発生の危険性を予測することで、地震・津波災害に比べて、発生までに行動時間が確保できる場合があるため、気象情報や避難勧告等の情報を確認し、被害が発生する前に安全な場所へ避難することが重要です。</p> <p><u>このようなことから、あらかじめ市民一人ひとりの避難計画である「マイ・タイムライン」を作成し、自身の家族構成等に応じ、避難のタイミングや避難場所等について定めておく必要があります。</u></p> <p>(中略)</p> <div data-bbox="1531 722 2546 1167" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「仙台防災ハザードマップ」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</p> <p>また、これらの情報は、市ホームページ「せんだいくらしのマップ」にも掲載しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仙台防災ハザードマップ (URL) 略 2. 略 </div>	<p>マイ・タイムラインの作成について追記</p> <p>仙台防災ハザードマップへの変更</p>
P98 第2部 第1章 第6節 住民ネットワークで地域を守る	<p>2. 災害時に支援が必要な方々を地域で守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(中略)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <div data-bbox="373 1352 1389 1839" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>(中略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 略 2. 緊急通報システムの設置 市では、ひとり暮らしの高齢者及び障害者世帯等を対象に、急病、火災、その他の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、近隣の協力員等や民間受信センター（警備会社）の警備員が態様の確認及び状況に応じた救援活動等を行う「緊急通報システム」を申請により設置しています。 3. 略 </div>	<p>2. 災害時に支援が必要な方々を地域で守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(中略)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <div data-bbox="1531 1352 2546 1923" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>(中略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 略 2. 緊急通報システムの設置 市では、ひとり暮らしの高齢者及び障害者世帯等を対象に、急病、火災、その他の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、近隣の協力員等や民間受信センター（警備会社）の警備員が態様の確認及び状況に応じた救援活動等を行う「緊急通報システム」を申請により設置しています。 <p><u>(協力員方式は、平成27年1月末をもって新規利用の受付を終了しています。)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 略 </div>	<p>現状の追記</p>

旧頁	旧	新	備考
P98 第2部 第1章 第6節 住 民ネットワ ークで地域 を守る	(4) ～ (5) 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】市の取り組み (中略)</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 外国人救急カード 症状観察や応急処置、医療機関選定等に必要言葉を網羅した 9-か国 語による救急カードを作成し、救急車に常時備えています。</p> </div> (6) 略	(4) ～ (5) 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】市の取り組み (中略)</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 外国人救急カード 症状観察や応急処置、医療機関選定等に必要言葉を網羅した <u>外国語</u> <u>(英語、仏語等)</u>による救急カードを作成し、救急車に常時備えています。</p> </div> (6) 略	表現の修正
P105 第2部 第2章 第1節 避 難体制の整 備	2. 避難所・避難行動等の周知 【危機管理室、市民局、健康福祉局】 (1) 略 (2) 避難行動の周知 災害種別により、危険が及ぶことが予想される地域が異なること等を踏まえ、津波からの避難の手引き、 <u>せんだい水害・土砂災害ハザードマップ</u> 等、当該災害の危険が及ぶことが予想される地域、避難所等の所在地、住民等が円滑に避難を行う上で必要となる情報等を記載した防災マップを作成する。 また、防災マップについて、印刷物の配布、市ホームページへの掲載等により広く周知するとともに、防災訓練等あらゆる機会をとらえ、避難行動等に関する情報の周知を行う。	2. 避難所・避難行動等の周知 【危機管理室、市民局、健康福祉局】 (1) 略 (2) 避難行動の周知 災害種別により、危険が及ぶことが予想される地域が異なること等を踏まえ、津波からの避難の手引き、 <u>仙台防災ハザードマップ</u> 等、当該災害の危険が及ぶことが予想される地域、避難所等の所在地、住民等が円滑に避難を行う上で必要となる情報等を記載した防災マップを作成する。 また、防災マップについて、印刷物の配布、市ホームページへの掲載等により広く周知するとともに、防災訓練等あらゆる機会をとらえ、避難行動等に関する情報の周知を行う。	仙台防災ハザードマップへの変更
P106 第2部 第2章 第1節 避 難体制の整 備	3. 避難場所等の区分 【危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】 (中略) (1) ～ (2) 略 (3) その他の補完的避難施設 ア ～ エ 略 オ 県有施設等 県立高校等の県有施設等については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事及び施設管理者へ開設を要請する施設として位置づける。 地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進める。 カ 略	3. 避難場所等の区分 【危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】 (中略) (1) ～ (2) 略 (3) その他の補完的避難施設 ア ～ エ 略 オ 県有施設等 県立高校等の県有施設等については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事 <u>等</u> 及び施設管理者へ開設を要請する施設として位置づける。 地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、 <u>県等</u> との協定の締結により事前の整備を進める。 カ 略	県有施設以外の施設へ開設を要請できるよう修正

旧頁	旧	新	備考
P109 第2部 第2章 第1節 避難体制の整備	4. 危険区域等の避難所の取扱い 【危機管理室、都市整備局、建設局】 (1) 土砂災害警戒区域を含む避難所 土砂災害警戒区域等を敷地を含む避難所については、土砂災害の危険性を鑑み、基本的に避難場所となる体育館と校舎の両方が土砂災害警戒区域に含まれる場合は使用不可としている。土砂災害の危険度が高まった場合は避難勧告等を発令するとともに、発令対象地域 (5kmメッシュ) の該当する避難所を選定し、開設する。 (資料 10-2「土砂災害警戒区域等一覧」参照) (2)～(4) 略	4. 危険区域等の避難所の取扱い 【危機管理室、都市整備局、建設局】 (1) 土砂災害警戒区域を含む避難所 土砂災害警戒区域等を敷地を含む避難所については、土砂災害の危険性を鑑み、基本的に避難場所となる体育館と校舎の両方が土砂災害警戒区域に含まれる場合は使用不可としている。土砂災害の危険度が高まった場合は避難勧告等を発令するとともに、発令対象地域の該当する避難所を選定し、開設する。 (資料 10-2「土砂災害警戒区域等一覧」参照) (2)～(4) 略	現在の発令対象地域に合わせた記述の適正化
P110 第2部 第2章 第1節 避難体制の整備	5. 避難所機能の整備 【危機管理室、市民局、健康福祉局、まちづくり政策局、都市整備局、建設局、消防局、教育局】 (1)～(3) 略 (4) 福祉避難所の整備 ア 通信手段及び非常用電源の確保 防災行政用無線及び非常用 発電機 の整備等を行い、非常時の通信手段及び電源の確保に努める。 イ 略	5. 避難所機能の整備 【危機管理室、市民局、健康福祉局、まちづくり政策局、都市整備局、建設局、消防局、教育局】 (1)～(3) 略 (4) 福祉避難所の整備 ア 通信手段及び非常用電源の確保 防災行政用無線及び非常用 <u>電源</u> の整備を行い、非常時の通信手段及び電源の確保に努める。 イ 略	IP 無線の導入に伴う修正
P112 第2部 第2章 第2節 津波災害の予防	3. 安全な住まいの確保 【都市整備局】 津波により甚大な被害を受けた東部地域において、 堤防の整備や道路のかさ上げなど、様々な津波対策を講じても なお予測される津波の浸水深が 2m を超え、被害の危険性が高い地区（災害危険区域）については、 住宅の新築や増築などを禁止し、 西側地域への移転を促進することにより安全な住まいの確保を図る。 また、移転対象地区以外の区域のうち、様々な津波防災施設の整備を行っても、なお津波による浸水が予測される地区において、現地再建のための宅地防災対策や、より安全な地域への移転希望者を支援する。	3. 安全な住まいの確保 【都市整備局】 津波により甚大な被害を受けた東部地域において、 <u>津波減災施設を整備しても</u> なお予測される津波の浸水深が 2m を超え、被害の危険性が高い地区（災害危険区域）については、西側地域への移転 <u>事業を実施し、その後の住宅の新築や増築などを禁止している。</u> また、移転対象地区 <u>(災害危険区域)</u> 以外の区域のうち、様々な津波防災施設の整備を行っても、なお津波による浸水が予測される地区において <u>は、</u> 現地再建のための宅地防災対策や、より安全な地域への移転希望者を支援する <u>ことにより、安全な住まいの確保を図る。</u>	表現の修正 防災集団移転促進事業が完了していることによる記述の適正化
P113 第2部 第2章 第2節 津波災害の予防	4. 避難のための施設整備 【危機管理室、建設局】	4. 避難のための施設整備 【危機管理室、 <u>都市整備局、</u> 建設局】	避難の丘（荒浜）の担当局を追加
P116 第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防	1. 津波避難エリアの設定 【危機管理室】 (1) 略 (2) 河川の改修 ア 一級河川（東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、建設局） (中略) 河川改修は、昭和 16 年から名取川本流及び広瀬川の広瀬橋下流(3.9 km)部分について	1. 津波避難エリアの設定 【危機管理室】 (1) 略 (2) 河川の改修 ア 一級河川（東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、建設局） (中略) 河川改修は、昭和 16 年から名取川本流及び広瀬川の広瀬橋下流(3.9 km)部分について	

旧頁	旧	新	備考
<p>P116 第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防</p>	<p>は、国の直轄工事として、また広瀬橋から上流牛越地区までの8.8km部分については県が担当して改修工事を実施しており、河口部については、平成23年3月11日発生の東日本大震災による津波及び地震で甚大な被害が発生したことから、堤防高の見直しを行い、現在TP+7.2mで整備を進めている。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 二級河川（宮城県仙台土木事務所、建設局）</p> <p>(中略)</p> <p>七北田川については、仙台市及びその近郊の丘陵地における大規模開発により、流水量の増加を考慮し、改修計画の見直しを行い、計画流水量を基準点（福室）において1,100 m³/sから1,650 m³/sに変更している。</p> <p>(中略)</p> <p>加えて、七北田川支流の高野川については、昭和48年度から都市基盤河川改修事業として市が河川改修を実施しているが、県道仙台松島線横断部より上流部については整備計画の見直しを行い、10年確率降雨対応の整備を進めている。</p> <p>なお、七北田川についても東日本大震災による津波で甚大な被害が発生したことから、堤防高の見直しを行い、河口部については現在TP+7.2mで整備を進めている。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 河川の巡視</p> <p>水防法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、仙台市水防計画で定める巡視責任者及び巡視者が融雪期、梅雨期、台風期等の前に区域内の河川等について行い、水防上危険であると認められた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求めるため、河川管理者（仙台河川国道事務所、仙台土木事務所）に連絡するものとする。</p> <p>なお、巡視は、消防局警防課が建設局河川課、下水道調整課、管路建設課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、各区民生生活課、その他関係機関と共同で実施するものとする。</p> <p>(4) 略</p>	<p>は、国の直轄工事として、また広瀬橋から上流牛越地区までの <u>9.0</u>km部分については県が担当して改修工事を実施しており、河口部については、平成23年3月11日発生の東日本大震災による津波及び地震で甚大な被害が発生したことから、堤防高の見直しを行い、現在TP+7.2mで整備を進めている。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 二級河川（宮城県仙台土木事務所、建設局）</p> <p>(中略)</p> <p>七北田川については、仙台市及びその近郊の丘陵地における大規模開発により、流水量の増加を考慮し、改修計画の見直しを行い、計画<u>高水</u>流量を基準点（福室）において1,100 m³/sから1,650 m³/sに変更している。</p> <p>(中略)</p> <p>加えて、七北田川支流の高野川については、昭和48年度から都市基盤河川改修事業として市が河川改修を実施しているが、県道仙台松島線横断部より上流部については整備計画の見直しを行い、<u>30</u>年確率降雨対応の整備を進めている。</p> <p>なお、七北田川についても東日本大震災による津波で甚大な被害が発生したことから、堤防高の見直しを行い、河口部については現在TP+7.2mで整備を進めている。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 河川の巡視</p> <p>水防法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、仙台市水防計画で定める巡視責任者が融雪期、梅雨期、台風期等の前に<u>など、随時</u>区域内の河川等について行い、水防上危険であると認められた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求めるため、河川管理者（仙台河川国道事務所、仙台土木事務所）に<u>消防局警防課を通じ</u>連絡するものとする。</p> <p><u>また、巡視責任者は、必要により河川管理者、建設局河川課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、その他関係機関の協力を得て合同</u>で実施<u>できる</u>ものとする。</p> <p>(4) 略</p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>用語の適正化</p> <p>都市基盤河川改修事業の整備水準への修正</p> <p>仙台市水防計画第8章「河川の巡視」との整合を図る修正</p>
<p>P117 第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防</p>	<p>2. 公共下水道（雨水）の整備〔建設局〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 雨水排水施設整備の効率的な推進</p> <p>公共下水道事業については、昭和32年に事業認可を取得し、市中心部では汚水と雨水を一つの管渠で流す合流方式により、また周辺部では汚水と雨水を別々に流す分流方式により、4年確率降雨4年に1回の確率で想定される雨に対応した施設整備を進めていたが、昭和61年8月の豪雨によって大規模な浸水被害が発生したことから、平成3年に仙塩中央処理区で計画整備水準を10年確率降雨（最大1時間降雨量52mm）に引き上げ、現在は全対象区域の計画整備水準を10年確率降雨としている。</p> <p>雨水排水施設の整備にあたっては、浸水リスクが高い地区について優先的に進めるととも</p>	<p>2. 公共下水道（雨水）の整備〔建設局〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 雨水排水施設整備の効率的な推進</p> <p><u>下水道による雨水排水施設</u>について、市中心部では汚水と雨水を一つの管渠で流す合流方式により、また周辺部では汚水と雨水を別々に流す分流方式により、4年確率降雨4年に1回の確率で想定される雨に対応した施設整備を進めていたが、昭和61年8月の豪雨<u>等</u>によって大規模な浸水被害が発生したことから、<u>平成6年</u>に全対象区域の計画整備水準を10年確率降雨としている。</p> <p>雨水排水施設の整備にあたっては、浸水リスクが高い地区について優先的に進めるとともに、当面は20cm以上の浸水解消を目指し、段階的な施設整備を行うことで浸水リスクの早期</p>	<p>時点更新及び現状に適する表現に修正</p>

旧頁	旧	新	備考																																								
P117 第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防	<p>に、当面は20cm以上の浸水解消を目指し、段階的な施設整備を行うことで浸水リスクの早期低減を図る。</p> <p>平成30年度末における10年確率降雨に対応した整備率は、事業計画区域面積 <u>17,662</u>ha を基準として、<u>35.5%</u> (<u>6,267</u>ha) となっている。</p> <p style="text-align: center;"><雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備状況></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">地 区</th> <th colspan="2" style="width: 90%;">主 な 施 設</th> </tr> <tr> <th style="width: 40%;">今 後 の 整 備 計 画</th> <th style="width: 50%;">施 工 済 (平成30年度末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台港背後地</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・福室第1号, 第3号, 第4号, 第6号雨水幹線 ・福室第2号雨水幹線 (一部) ・中野第1号, 第2号, 第5号雨水幹線 ・中野第3号雨水幹線 (一部) ・北新田雨水幹線 ・蒲生雨水幹線 ・西原第1号, 第3号雨水幹線 ・中野雨水ポンプ場 (一部) ・西原雨水ポンプ場 (一部) ・西原第 4号雨水幹線 </td> </tr> <tr> <td>霞 目</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・霞目雨水幹線 ・霞目第1号雨水幹線 ・今泉雨水幹線 ・沖野堀雨水幹線 ・神柵雨水幹線 ・荒井第1号(一部), 第2号, 第3号雨水幹線 ・今泉雨水ポンプ場 ・第 2霞目雨水幹線 ・荒井西雨水幹線 ・荒井西第1号雨水幹線 ・荒井東雨水幹線 ・荒井東雨水ポンプ場 </td> </tr> <tr> <td>中 田</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・中田雨水幹線 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・九ヶ村堀第3号雨水幹線(一部) ・九ヶ村堀雨水幹線 ・西中田雨水幹線 ・中田雨水幹線(一部) ・鎌ヶ淵第1号雨水幹線 ・落合雨水ポンプ場 ・庄松雨水ポンプ場(一部) ・鎌ヶ淵第3号雨水幹線 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>長 町</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・長町第1合流式雨水幹線および流入管 ・長町第1ポンプ場 ・長町第2雨水幹線 </td> </tr> </tbody> </table>	地 区	主 な 施 設		今 後 の 整 備 計 画	施 工 済 (平成30年度末現在)	仙台港背後地		<ul style="list-style-type: none"> ・福室第1号, 第3号, 第4号, 第6号雨水幹線 ・福室第2号雨水幹線 (一部) ・中野第1号, 第2号, 第5号雨水幹線 ・中野第3号雨水幹線 (一部) ・北新田雨水幹線 ・蒲生雨水幹線 ・西原第1号, 第3号雨水幹線 ・中野雨水ポンプ場 (一部) ・西原雨水ポンプ場 (一部) ・西原第 4号雨水幹線 	霞 目		<ul style="list-style-type: none"> ・霞目雨水幹線 ・霞目第1号雨水幹線 ・今泉雨水幹線 ・沖野堀雨水幹線 ・神柵雨水幹線 ・荒井第1号(一部), 第2号, 第3号雨水幹線 ・今泉雨水ポンプ場 ・第 2霞目雨水幹線 ・荒井西雨水幹線 ・荒井西第1号雨水幹線 ・荒井東雨水幹線 ・荒井東雨水ポンプ場 	中 田	<ul style="list-style-type: none"> ・中田雨水幹線 	<ul style="list-style-type: none"> ・九ヶ村堀第3号雨水幹線(一部) ・九ヶ村堀雨水幹線 ・西中田雨水幹線 ・中田雨水幹線(一部) ・鎌ヶ淵第1号雨水幹線 ・落合雨水ポンプ場 ・庄松雨水ポンプ場(一部) ・鎌ヶ淵第3号雨水幹線 	(中略)			長 町		<ul style="list-style-type: none"> ・長町第1合流式雨水幹線および流入管 ・長町第1ポンプ場 ・長町第2雨水幹線 	<p>低減を図る <u>こととしている</u>。</p> <p><u>令和元</u>年度末における10年確率降雨に対応した整備率は、事業計画区域面積 <u>17,683</u>ha を基準として、<u>35.7%</u> (<u>6,307</u>ha) となっている。</p> <p style="text-align: center;"><雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備状況></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">地 区</th> <th colspan="2" style="width: 90%;">主 な 施 設</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(令和元年度末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台港背後地</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・福室第1号, 第3号, 第4号, 第6号雨水幹線 ・福室第2号雨水幹線 (一部) ・中野第1号, 第2号, 第5号雨水幹線 ・中野第3号雨水幹線 (一部) ・北新田雨水幹線 ・蒲生雨水幹線 ・西原第1号, 第3号雨水幹線 ・中野雨水ポンプ場(一部) ・西原雨水ポンプ場(一部) ・西原第 <u>4</u>号雨水幹線 </td> </tr> <tr> <td>霞 目</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・霞目雨水幹線 ・霞目第1号雨水幹線 ・今泉雨水幹線 ・沖野堀雨水幹線 ・神柵雨水幹線 ・荒井第1号(一部), 第2号, 第3号雨水幹線 ・今泉雨水ポンプ場 ・<u>荒井西1号雨水幹線</u> ・<u>荒井西雨水幹線</u> ・第 2霞目雨水幹線 ・荒井東雨水幹線 ・荒井東雨水ポンプ場 </td> </tr> <tr> <td>中 田 <u>・四郎丸</u></td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・九ヶ村堀第3号雨水幹線(一部) ・九ヶ村堀雨水幹線 ・西中田雨水幹線 ・中田雨水幹線(一部) ・鎌ヶ淵第1号雨水幹線 ・落合雨水ポンプ場 ・庄松雨水ポンプ場(一部) ・鎌ヶ淵第3号雨水幹線 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>長 町</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・長町第1雨水幹線および流入管 ・長町第1ポンプ場 <u>(一部)</u> </td> </tr> </tbody> </table>	地 区	主 な 施 設		(令和元年度末現在)		仙台港背後地	<ul style="list-style-type: none"> ・福室第1号, 第3号, 第4号, 第6号雨水幹線 ・福室第2号雨水幹線 (一部) ・中野第1号, 第2号, 第5号雨水幹線 ・中野第3号雨水幹線 (一部) ・北新田雨水幹線 ・蒲生雨水幹線 ・西原第1号, 第3号雨水幹線 ・中野雨水ポンプ場(一部) ・西原雨水ポンプ場(一部) ・西原第 <u>4</u>号雨水幹線 		霞 目	<ul style="list-style-type: none"> ・霞目雨水幹線 ・霞目第1号雨水幹線 ・今泉雨水幹線 ・沖野堀雨水幹線 ・神柵雨水幹線 ・荒井第1号(一部), 第2号, 第3号雨水幹線 ・今泉雨水ポンプ場 ・<u>荒井西1号雨水幹線</u> ・<u>荒井西雨水幹線</u> ・第 2霞目雨水幹線 ・荒井東雨水幹線 ・荒井東雨水ポンプ場 		中 田 <u>・四郎丸</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・九ヶ村堀第3号雨水幹線(一部) ・九ヶ村堀雨水幹線 ・西中田雨水幹線 ・中田雨水幹線(一部) ・鎌ヶ淵第1号雨水幹線 ・落合雨水ポンプ場 ・庄松雨水ポンプ場(一部) ・鎌ヶ淵第3号雨水幹線 		(中略)			長 町	<ul style="list-style-type: none"> ・長町第1雨水幹線および流入管 ・長町第1ポンプ場 <u>(一部)</u> 		<p>令和元年度末現在の主な施設に記載を整理</p>
地 区	主 な 施 設																																										
	今 後 の 整 備 計 画	施 工 済 (平成30年度末現在)																																									
仙台港背後地		<ul style="list-style-type: none"> ・福室第1号, 第3号, 第4号, 第6号雨水幹線 ・福室第2号雨水幹線 (一部) ・中野第1号, 第2号, 第5号雨水幹線 ・中野第3号雨水幹線 (一部) ・北新田雨水幹線 ・蒲生雨水幹線 ・西原第1号, 第3号雨水幹線 ・中野雨水ポンプ場 (一部) ・西原雨水ポンプ場 (一部) ・西原第 4号雨水幹線 																																									
霞 目		<ul style="list-style-type: none"> ・霞目雨水幹線 ・霞目第1号雨水幹線 ・今泉雨水幹線 ・沖野堀雨水幹線 ・神柵雨水幹線 ・荒井第1号(一部), 第2号, 第3号雨水幹線 ・今泉雨水ポンプ場 ・第 2霞目雨水幹線 ・荒井西雨水幹線 ・荒井西第1号雨水幹線 ・荒井東雨水幹線 ・荒井東雨水ポンプ場 																																									
中 田	<ul style="list-style-type: none"> ・中田雨水幹線 	<ul style="list-style-type: none"> ・九ヶ村堀第3号雨水幹線(一部) ・九ヶ村堀雨水幹線 ・西中田雨水幹線 ・中田雨水幹線(一部) ・鎌ヶ淵第1号雨水幹線 ・落合雨水ポンプ場 ・庄松雨水ポンプ場(一部) ・鎌ヶ淵第3号雨水幹線 																																									
(中略)																																											
長 町		<ul style="list-style-type: none"> ・長町第1合流式雨水幹線および流入管 ・長町第1ポンプ場 ・長町第2雨水幹線 																																									
地 区	主 な 施 設																																										
	(令和元年度末現在)																																										
仙台港背後地	<ul style="list-style-type: none"> ・福室第1号, 第3号, 第4号, 第6号雨水幹線 ・福室第2号雨水幹線 (一部) ・中野第1号, 第2号, 第5号雨水幹線 ・中野第3号雨水幹線 (一部) ・北新田雨水幹線 ・蒲生雨水幹線 ・西原第1号, 第3号雨水幹線 ・中野雨水ポンプ場(一部) ・西原雨水ポンプ場(一部) ・西原第 <u>4</u>号雨水幹線 																																										
霞 目	<ul style="list-style-type: none"> ・霞目雨水幹線 ・霞目第1号雨水幹線 ・今泉雨水幹線 ・沖野堀雨水幹線 ・神柵雨水幹線 ・荒井第1号(一部), 第2号, 第3号雨水幹線 ・今泉雨水ポンプ場 ・<u>荒井西1号雨水幹線</u> ・<u>荒井西雨水幹線</u> ・第 2霞目雨水幹線 ・荒井東雨水幹線 ・荒井東雨水ポンプ場 																																										
中 田 <u>・四郎丸</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・九ヶ村堀第3号雨水幹線(一部) ・九ヶ村堀雨水幹線 ・西中田雨水幹線 ・中田雨水幹線(一部) ・鎌ヶ淵第1号雨水幹線 ・落合雨水ポンプ場 ・庄松雨水ポンプ場(一部) ・鎌ヶ淵第3号雨水幹線 																																										
(中略)																																											
長 町	<ul style="list-style-type: none"> ・長町第1雨水幹線および流入管 ・長町第1ポンプ場 <u>(一部)</u> 																																										

旧頁	旧		新		備考
P117 第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防	新田東	<ul style="list-style-type: none"> ・新田東第1号, 第2号雨水幹線 ・新田東雨水ポンプ場 	新田東	<ul style="list-style-type: none"> ・長町第2雨水幹線 ・新田東第1号, 第2号雨水幹線 ・新田東雨水ポンプ場 	
	木町・通町	<ul style="list-style-type: none"> ・広瀬川第2雨水幹線および流入管 	木町・通町	<ul style="list-style-type: none"> ・広瀬川第2雨水幹線および流入管 	
	上杉	<ul style="list-style-type: none"> ・梅田川第1合流式雨水幹線 	上杉	<ul style="list-style-type: none"> ・梅田川第1雨水幹線 ・<u>上杉第1雨水幹線</u> 	
	原町東部	<ul style="list-style-type: none"> ・原町東部雨水幹線 ・七郷堀雨水幹線[※] ・大江堀雨水幹線[※] ・円寿堂堀雨水幹線[※] ・鶴巻ポンプ場[※] ・扇町雨水ポンプ場 ・苦竹雨水ポンプ場 ・日の出町公園調整池[※] ・日の出町公園調整池導水管（一部）[※] ・鶴巻ポンプ場 	原町東部	<ul style="list-style-type: none"> ・七郷堀雨水幹線[※] ・大江堀雨水幹線[※] ・円寿堂堀雨水幹線[※] ・鶴巻ポンプ場[※] ・扇町雨水ポンプ場 ・苦竹雨水ポンプ場 ・日の出町公園<u>雨水</u>調整池（一部） ・日の出町公園<u>雨水</u>調整池導水管（一部） 	
	(中略)				
	梅田川左岸	<ul style="list-style-type: none"> ・仙石排水ポンプ場 	梅田川左岸	<ul style="list-style-type: none"> ・仙石排水ポンプ場[※] 	
	仙台駅東口	<ul style="list-style-type: none"> ・榴岡第1雨水調整池 ・榴岡雨水幹線（一部） ・榴岡第2雨水調整池 	仙台駅東口	<ul style="list-style-type: none"> ・榴岡第1雨水調整池[※] ・榴岡雨水幹線[※] ・榴岡第2雨水調整池[※] 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・松森第1号雨水幹線（一部） ・岩切雨水幹線（一部） ・日向東雨水幹線（一部） ・長町雨水幹線 ・大野田雨水幹線 ・東郡山雨水幹線 ・天ヶ沢第1号, 第2号, 第3号雨水幹線 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・松森第1号雨水幹線（一部） ・岩切雨水幹線（一部） ・日向東雨水幹線（一部） ・長町雨水幹線 ・大野田雨水幹線 ・東郡山雨水幹線 ・天ヶ沢第1号, 第2号, 第3号雨水幹線 	
<p>・供用済施設のうち※印は、10年確率降雨対応未満の施設を示す。</p>					
P124 第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防	9. 林業対策〔経済局〕 (1) 林業対策 林道及び治山施設の災害を防止するため、施設等について事前に調査し、補強等を行うなど、災害防止措置を講ずる。 (2)～(3) 略		9. 林業対策〔経済局〕 (1) 林業対策 林道の災害を防止するため、施設等について事前に調査し、補強等を行うなど、災害防止措置を講ずるとともに、 <u>関係機関と連携して治山対策を推進する。</u> (2)～(3) 略		表現の修正
P126 第2部 第2章 第4節 帰宅困難者対策	5. 旅行者への対策〔文化観光局〕 観光客の帰宅困難者に、一時的な宿泊場所や必要な情報の提供を行う体制について、観光関連機関と連携し整備に努める。		5. 旅行者への対策〔文化観光局〕 観光客の帰宅困難者に、一時的な宿泊場所等の必要な情報の提供を行う体制について、観光関連機関と連携し整備に努める。		表現の修正

旧頁	旧	新	備考												
P128 第2部 第2章 第5節 情報通信体制等の整備	1. 防災情報処理機能の充実〔危機管理室、消防局〕 (1)～(5) 略 (6) 緊急速報メールの整備 大規模災害発生時において、市が配信する避難勧告等を、対象エリアにいる方の携帯電話（非対応の機種を除く）へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイルでそれぞれ実施している。 (7) 略	1. 防災情報処理機能の充実〔危機管理室、消防局〕 (1)～(5) 略 (6) 緊急速報メールの整備 大規模災害発生時において、市が配信する避難勧告等を、対象エリアにいる方の携帯電話（非対応の機種を除く）へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイル <u>及び楽天モバイル</u> でそれぞれ実施している。 (7) 略	緊急速報メール 配信事業者の追加												
P128 第2部 第2章 第5節 情報通信体制等の整備	2. 無線通信網の整備〔危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局〕 (1) 防災行政用無線の整備 (中略) ア デジタル移動通信系（260MHz 帯デジタル方式） 災害時の情報収集・伝達体制確保のため、指定避難所である市立小中高等学校等にデジタル移動通信系を配備し平成23年1月から運用を開始した。 青葉区役所の災害情報センターに統制局及び市内4か所に基地局を配置し、市役所、区役所、指定避難所及び防災関係機関等に配備した約750基の移動局との通信を行う。平常時は行政事務連絡用として、災害時は災害情報の収集・伝達用として活用している。東日本大震災では一般電話回線が途絶又は輻輳等で通信に制約が生じた中で、防災行政用無線の有効性及び重要性があらためて認識された <u>ところであり、今後は新たに協定を締結した福祉避難所等へ、施設と連携し拡充整備を推進する。</u> (中略) イ～ウ 略 <u>(追加)</u> (2)～(3) 略 (4) 消防団用無線 (中略) 平成31年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="379 1797 1389 1932"> <tr> <th colspan="2">令和元年度現況</th> </tr> <tr> <td>据置型</td> <td>26台</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>262台</td> </tr> </table>	令和元年度現況		据置型	26台	携帯型	262台	2. 無線通信網の整備〔危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局〕 (1) 防災行政用無線の整備 (中略) ア デジタル移動通信系（260MHz 帯デジタル方式） 災害時の情報収集・伝達体制確保のため、指定避難所である市立小中高等学校等にデジタル移動通信系を配備し平成23年1月から運用を開始した。 青葉区役所の災害情報センターに統制局及び市内4か所に基地局を配置し、市役所、区役所、指定避難所及び防災関係機関等に配備した約750基の移動局との通信を行う。平常時は行政事務連絡用として、災害時は災害情報の収集・伝達用として活用している。東日本大震災では一般電話回線が途絶又は輻輳等で通信に制約が生じた中で、防災行政用無線の有効性及び重要性があらためて認識された <u>ことから、新たに協定を締結した福祉避難所等へ、拡充整備を推進してきたところであるが、令和2年度のIP系の整備に伴い、今後デジタル移動通信系の拡充整備は実施しないこととした。なお、避難所等との通信手段の令和3年度以降の運用は、IP系を主とし、デジタル移動通信系を副とする。</u> (中略) イ～ウ 略 <u>エ IP系（携帯電話網のデータ通信機能利用方式）</u> <u>携帯電話のデータ通信回線を使用した無線システムで、通信エリア内であれば全国で通信することができる。また、写真や動画の送受信が可能となるなど、高度な機能を有している。</u> <u>デジタル移動通信系に替わる通信手段として、令和2年度に市役所、区役所、指定避難所及び防災関係機関等へ整備し、令和3年度以降、主たる通信手段として運用する。</u> (2)～(3) 略 (4) 消防団用無線 (中略) 令和2年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="1537 1797 2546 1932"> <tr> <th colspan="2">令和2年度現況</th> </tr> <tr> <td>据置型</td> <td>26台</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>262台</td> </tr> </table>	令和2年度現況		据置型	26台	携帯型	262台	IP無線の整備・運用開始に伴う修正 時点更新
令和元年度現況															
据置型	26台														
携帯型	262台														
令和2年度現況															
据置型	26台														
携帯型	262台														

旧頁	旧	新	備考																												
<p>P128 第2部 第2章 第5節 情報通信体制等の整備</p>	<p>(5) 業務用無線等 ア～イ 略 ウ 交通局鉄道管理部・鉄道技術部 (中略) ① 略 ② 構内PHS 構内PHSは、地下鉄南北・東西線の駅構内及び軌道内で使用可能であり、専用PHS端末を 287 台保有している。 (資料4-3「仙台市交通局無線設備状況等」参照) エ ガス局 業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として活用するほか、災害発生時における情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局1局、携帯用 24 台、車載用 68 台である。 (資料4-4「仙台市ガス局無線系統図」参照)</p>	<p>(5) 業務用無線等 ア～イ 略 ウ 交通局鉄道管理部・鉄道技術部 (中略) ① 略 ② 構内PHS 構内PHSは、地下鉄南北・東西線の駅構内及び軌道内で使用可能であり、専用PHS端末を 280 台程度保有している。 (資料4-3「仙台市交通局無線設備状況等」参照) エ ガス局 業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として活用するほか、災害発生時における情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局1局、携帯用 26 台、車載用 54 台である。 (資料4-4「仙台市ガス局無線系統図」参照)</p>	<p>現状に適する記載への修正 最新の数値へ修正</p>																												
<p>P135 第2部 第2章 第7節 消防体制の整備</p>	<p>1. 消防施設の整備 (1) 消防署所等の整備 消防署所数は、平成31年4月1日現在消防署6か所、消防分署3か所、消防出張所17か所、救急ステーション1か所、消防航空隊活動拠点1か所である。 市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置を行い、災害に的確に対応するため、計画的な整備を推進する。 (2) 略</p>	<p>1. 消防施設の整備 (1) 消防署所等の整備 消防署所数は、令和2年4月1日現在消防署6か所、消防分署3か所、消防出張所17か所、救急ステーション1か所、中央救急出張所1か所、消防航空隊活動拠点1か所である。 市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置を行い、災害に的確に対応するため、計画的な整備を推進する。 (2) 略</p>	<p>中央救急出張所の追加</p>																												
<p>P135 第2部 第2章 第7節 消防体制の整備</p>	<p>2. 消防装備の整備 (1) 消防車両等の整備 災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。クラスA泡消火薬剤の混合装置やCAFS装置(圧縮空気泡消火装置)を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防署所の整備、消防車両の更新等と合わせた消防車両の整備を推進する。 <消防車両等> 平成31年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="388 1640 1397 1822"> <thead> <tr> <th>消防ポンプ自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>はしご付消防自動車</th> <th>化学消防ポンプ自動車</th> <th>救助工作車</th> <th>救急車</th> <th>消防ヘリコプター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20台</td> <td>27台</td> <td>6台</td> <td>6台</td> <td>10台</td> <td>34台</td> <td>2機</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター	20台	27台	6台	6台	10台	34 台	2機	<p>2. 消防装備の整備 (1) 消防車両等の整備 災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。クラスA泡消火薬剤の混合装置やCAFS装置(圧縮空気泡消火装置)を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防車両更新の際に機能向上を図るほか、消防署所の整備に合わせた車両の適正配置を推進している。 <消防車両等> 令和2年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1546 1640 2555 1822"> <thead> <tr> <th>消防ポンプ自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>はしご付消防自動車</th> <th>化学消防ポンプ自動車</th> <th>救助工作車</th> <th>救急車</th> <th>消防ヘリコプター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20台</td> <td>27台</td> <td>6台</td> <td>6台</td> <td>10台</td> <td>38台</td> <td>2機</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター	20台	27台	6台	6台	10台	38 台	2機	<p>現状に適した記載への修正 時点更新</p>
消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター																									
20台	27台	6台	6台	10台	34 台	2機																									
消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター																									
20台	27台	6台	6台	10台	38 台	2機																									

旧頁	旧	新	備考																								
P136 第2部 第2章 第7節 消防体制の整備	3. 消防水利の整備 (1) 消火栓・防火水槽 (中略) <消防水利> 平成29年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="388 478 1451 579"> <tr> <th>公設消火栓</th> <th>100㎡公設防火水槽</th> <th>40㎡公設防火水槽</th> </tr> <tr> <td>15,026基</td> <td>72基</td> <td>1,463基</td> </tr> </table> (2) 略	公設消火栓	100㎡公設防火水槽	40㎡公設防火水槽	15,026基	72基	1,463基	3. 消防水利の整備 (1) 消火栓・防火水槽 (中略) <消防水利> 令和2年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="1546 478 2608 579"> <tr> <th>公設消火栓</th> <th>100㎡公設防火水槽</th> <th>40㎡公設防火水槽</th> </tr> <tr> <td>14,997基</td> <td>76基</td> <td>1,479基</td> </tr> </table> (2) 略	公設消火栓	100㎡公設防火水槽	40㎡公設防火水槽	14,997基	76基	1,479基	時点更新												
公設消火栓	100㎡公設防火水槽	40㎡公設防火水槽																									
15,026基	72基	1,463基																									
公設消火栓	100㎡公設防火水槽	40㎡公設防火水槽																									
14,997基	76基	1,479基																									
P136 第2部 第2章 第7節 消防体制の整備	4. 消防団 (1) 消防団の現況 (中略) <消防団の現況> 平成31年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="388 926 1353 1073"> <thead> <tr> <th>現員</th> <th>定員</th> <th>団員数</th> <th>充足率</th> <th>機械器具置場</th> <th>小型動力ポンプ付積載車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7団56分団</td> <td>2,430名</td> <td>1,969名</td> <td>81.0%</td> <td>120か所</td> <td>120台</td> </tr> </tbody> </table> (資料5-1「消防団の組織等」参照)	現員	定員	団員数	充足率	機械器具置場	小型動力ポンプ付積載車	7団56分団	2,430名	1,969名	81.0%	120か所	120台	4. 消防団 (1) 消防団の現況 (中略) <消防団の現況> 令和2年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="1546 926 2510 1073"> <thead> <tr> <th>現員</th> <th>定員</th> <th>団員数</th> <th>充足率</th> <th>機械器具置場</th> <th>小型動力ポンプ付積載車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7団56分団</td> <td>2,344名</td> <td>1,942名</td> <td>82.8%</td> <td>117か所</td> <td>117台</td> </tr> </tbody> </table> (資料5-1「消防団の組織等」参照)	現員	定員	団員数	充足率	機械器具置場	小型動力ポンプ付積載車	7団56分団	2,344名	1,942名	82.8%	117か所	117台	時点更新
現員	定員	団員数	充足率	機械器具置場	小型動力ポンプ付積載車																						
7団56分団	2,430名	1,969名	81.0%	120か所	120台																						
現員	定員	団員数	充足率	機械器具置場	小型動力ポンプ付積載車																						
7団56分団	2,344名	1,942名	82.8%	117か所	117台																						
P145 第2部 第2章 第10節 避難所運営体制の整備	東日本大震災では、市内全域において、学校や市有施設だけでも最大約300の施設が避難所として開設し、1日当たりの避難者数は最大で10万人を超えている。 (中略) また、災害種別により市民等の避難時期や避難形態が異なることから、市は、災害種別に応じた避難所の整備及び支援体制の強化を図る。	東日本大震災では、市内全域において、学校や市有施設だけでも最大約300の施設が避難所として開設し、1日当たりの避難者数は最大で10万人を超えている。 (中略) また、災害種別により市民等の避難時期や避難形態が異なることから、市は、災害種別に応じた避難所の整備及び支援体制の強化を図るとともに、 <u>避難所や避難スペースのさらなる確保に努める。</u>	感染症対策を踏まえた避難所等確保の追記。																								
P145 第2部 第2章 第10節 避難所運営体制の整備	2. 避難所運営体制の整備〔危機管理室、市民局、都市整備局、教育局、各局区〕 (1) 略 (2) 市の体制整備 ア～イ 略 ウ 情報連絡体制の強化（危機管理室） 市は、避難所への防災行政用無線及び 発電機の備蓄 により、通信手段と電源の確保を進め、避難所への職員派遣体制の強化と併せ、避難所、区災害対策本部、市災害対策本部間の情報連絡が迅速に行われるよう体制を強化する。 エ 施設の安全性確認の支援の体制整備（都市整備局）	2. 避難所運営体制の整備〔危機管理室、市民局、都市整備局、教育局、各局区〕 (1) 略 (2) 市の体制整備 ア～イ 略 ウ 情報連絡体制の強化（危機管理室） 市は、避難所への防災行政用無線及び 非常用電源の整備 により、通信手段と電源の確保を進め、避難所への職員派遣体制の強化と併せ、避難所、区災害対策本部、市災害対策本部間の情報連絡が迅速に行われるよう体制を強化する。 エ 施設の安全性確認の支援の体制整備（都市整備局）	IP無線の整備・運用開始に伴う修正																								

旧頁	旧	新	備考
	<p>① 略</p> <p>② 事前対策</p> <p>a. 略</p> <p>b. 建築士会等と避難所の応急危険度判定に関する協定を締結した。</p>	<p>① 略</p> <p>② 事前対策</p> <p>a. 略</p> <p>b. <u>建築専門家の4団体</u>と避難所の応急危険度判定に関する協定を締結した。</p>	協定団体の追加
<p>P149</p> <p>第2部</p> <p>第2章</p> <p>第11節</p> <p>災害時要援護者対策の推進</p>	<p>5. 在宅の高齢者及び障害者等に対する災害予防計画 〔危機管理室、市民局、健康福祉局、消防局、各区〕</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 緊急通報システムの設置</p> <p>市は、ひとり暮らしの高齢者及び障害者世帯等を対象に、急病、火災、その他の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、近隣の協力員等や民間受信センター（警備会社）の警備員が態様の確認及び状況に応じた救援活動等を行う「緊急通報システム」を申請により設置する。</p>	<p>5. 在宅の高齢者及び障害者等に対する災害予防計画 〔危機管理室、市民局、健康福祉局、消防局、各区〕</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 緊急通報システムの設置</p> <p>市は、ひとり暮らしの高齢者及び障害者世帯等を対象に、急病、火災、その他の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、近隣の協力員等や民間受信センター（警備会社）の警備員が態様の確認及び状況に応じた救援活動等を行う「緊急通報システム」を申請により設置する。<u>（協力員方式は、平成27年1月末をもって新規利用の受付を終了。）</u></p>	現状の追記
<p>P150</p> <p>第2部</p> <p>第2章</p> <p>第11節</p> <p>災害時要援護者対策の推進</p>	<p>3. 社会福祉施設等に入所・通所する災害時要援護者の災害予防計画 〔危機管理室、健康福祉局、子供未来局、各区〕</p> <p>(1) 災害時における入所者・通所者の安全確保及び施設の保全のため、市は、社会福祉施設等における防災マニュアルの作成を推進する。</p> <p>なお、水防法に定める要配慮者利用施設等に対しては、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合に迅速に避難行動をとることができるようにするため、避難確保計画の作成を働きかけていく。また、各施設の所管課においては、指導監査時等に内容を点検する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>3. 社会福祉施設等に入所・通所する災害時要援護者の災害予防計画 〔危機管理室、健康福祉局、子供未来局、各区〕</p> <p>(1) 災害時における入所者・通所者の安全確保及び施設の保全のため、市は、社会福祉施設等における防災マニュアルの作成を推進する。</p> <p>なお、<u>水防法等</u>に定める要配慮者利用施設等に対しては、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合に迅速に避難行動をとることができるようにするため、避難確保計画の作成を働きかけていく。また、各施設の所管課においては、指導監査時等に内容を点検する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2)～(3) 略</p>	記述の適正化
<p>P152</p> <p>第2部</p> <p>第2章</p> <p>第12節</p> <p>物資・資器材等確保体制の充実</p>	<p>2. 公的備蓄の推進 〔危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 備蓄場所の考え方</p> <p>① 避難者を受け入れる施設への備蓄</p> <p>(中略)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>帰宅困難者一時滞在施設等</u></p> <p>(中略)</p> <p>② 庁舎等への備蓄</p> <p>避難者等のニーズに応じ、配送場所や数量が決定される物資等を、市役所、区役所及び総合支所等へ備蓄する。</p>	<p>2. 公的備蓄の推進 〔危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 備蓄場所の考え方</p> <p>① 避難者を受け入れる施設への備蓄</p> <p>(中略)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 帰宅困難者一時滞在施設</p> <p>(中略)</p> <p>② 庁舎等への備蓄</p> <p>市役所、区役所及び総合支所等には、<u>避難所からの要請に基づき配送する物資を備蓄する。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>表現の修正</p>

旧頁	旧	新	備考																																													
P152 第2部 第2章 第12節 物資・資器材等確保体制の充実	<p>(2) 食料、飲料水、粉ミルクの備蓄目標数量及び品目の考え方</p> <p>① 食料（クラッカー、ようかん、アルファ米、アルファ粥、調理不要食等） （中略）</p> <p>②～③ 略</p> <p>④ 津波避難施設用備蓄 上記①から③とは別に、施設毎に想定した避難者数の食料を1日分（3食）及び飲料水を1日分（10）備蓄する。</p> <p>⑤ 帰宅困難者一時滞在施設用備蓄 上記①から④とは別に、一時滞在所の帰宅困難者用として、食料（3日×3食）及び飲料水（3日×10）を備蓄する。</p> <p>(3) 生活物資備蓄の主なもの</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="388 911 1418 1640"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>備蓄量</th> <th>備蓄場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集用テレビ</td> <td>195台</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>テント式プライベートルーム</td> <td>388基</td> <td>市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>60,000枚</td> <td>市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等</td> </tr> <tr> <td>大型扇風機</td> <td>776台</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>LPG発電機</td> <td>871台</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> <tr> <td>LED投光器</td> <td>1,125台</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> <tr> <td>災害用簡易組立トイレ</td> <td>972基（うち洋式584基）</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>災害用携帯型簡易トイレ</td> <td>約170,200枚</td> <td>市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(6) 略</p>	品目	備蓄量	備蓄場所	情報収集用テレビ	195台	市立小中高等学校等	テント式プライベートルーム	388基	市立小中高等学校	毛布	60,000枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等	大型扇風機	776台	市立小中高等学校等	LPG発電機	871台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	LED投光器	1,125台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	災害用簡易組立トイレ	972基（うち洋式584基）	市立小中高等学校等	災害用携帯型簡易トイレ	約170,200枚	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター	<p>(2) 備蓄目標数量の考え方</p> <p>① 食料（クラッカー、ようかん、アルファ米、アルファ粥、調理不要食） （中略）</p> <p>②～③ 略</p> <p>④ 津波避難施設用備蓄 施設毎に想定した避難者数の食料を1日分（3食）及び飲料水を1日分（10）備蓄する。 <u>※上記①から③の数量には含まない。</u></p> <p>⑤ 帰宅困難者一時滞在施設用備蓄 一時滞在所の帰宅困難者用として、食料（3日×3食）及び飲料水（3日×10）を備蓄する。 <u>※上記①から④の数量には含まない。</u></p> <p>(3) 公的備蓄を行う品目 <u>(1)の備蓄場所に備蓄する物資の品目は、共通附属資料による。また、感染症対策物資としてマスク、非接触型体温計、消毒液等を備蓄する。</u></p> <p style="text-align: center;"><公的備蓄を行う主な品目></p> <table border="1" data-bbox="1546 911 2555 1570"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>備蓄場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集用テレビ</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>テント式プライベートルーム</td> <td>市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等</td> </tr> <tr> <td>大型扇風機</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>LPG発電機</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> <tr> <td>LED投光器</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> <tr> <td>災害用簡易組立トイレ</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>災害用携帯型簡易トイレ</td> <td>市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;"><u>(資料6-12「仙台市災害救助物資管理要綱」参照)</u></p> <p>(4)～(6) 略</p>	品目	備蓄場所	情報収集用テレビ	市立小中高等学校等	テント式プライベートルーム	市立小中高等学校	毛布	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等	大型扇風機	市立小中高等学校等	LPG発電機	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	LED投光器	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	災害用簡易組立トイレ	市立小中高等学校等	災害用携帯型簡易トイレ	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター	<p>表現の修正</p> <p>感染症対策物資備蓄の追記及び表の修正</p>
品目	備蓄量	備蓄場所																																														
情報収集用テレビ	195台	市立小中高等学校等																																														
テント式プライベートルーム	388基	市立小中高等学校																																														
毛布	60,000枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等																																														
大型扇風機	776台	市立小中高等学校等																																														
LPG発電機	871台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																														
LED投光器	1,125台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																														
災害用簡易組立トイレ	972基（うち洋式584基）	市立小中高等学校等																																														
災害用携帯型簡易トイレ	約170,200枚	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター																																														
品目	備蓄場所																																															
情報収集用テレビ	市立小中高等学校等																																															
テント式プライベートルーム	市立小中高等学校																																															
毛布	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等																																															
大型扇風機	市立小中高等学校等																																															
LPG発電機	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																															
LED投光器	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																															
災害用簡易組立トイレ	市立小中高等学校等																																															
災害用携帯型簡易トイレ	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター																																															
P154 第2部 第2章 第12節	<p>6. 井戸水の活用〔環境局〕 （中略）</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p>	<p>6. 井戸水の活用〔環境局〕 （中略）</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p>																																														

旧頁	旧	新	備考																												
物資・資器材等確保体制の充実	<p style="text-align: center;">令和元年10月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">青葉区</td> <td style="width: 15%;">宮城野区</td> <td style="width: 15%;">若林区</td> <td style="width: 15%;">太白区</td> <td style="width: 15%;">泉区</td> <td style="width: 10%;">合計</td> </tr> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>131</td> <td>44</td> <td>47</td> <td>35</td> <td>22</td> <td>279</td> </tr> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	131	44	47	35	22	279	<p style="text-align: center;">令和2年9月30日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">青葉区</td> <td style="width: 15%;">宮城野区</td> <td style="width: 15%;">若林区</td> <td style="width: 15%;">太白区</td> <td style="width: 15%;">泉区</td> <td style="width: 10%;">合計</td> </tr> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>133</td> <td>44</td> <td>48</td> <td>35</td> <td>22</td> <td>282</td> </tr> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	133	44	48	35	22	282	時点修正
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	131	44	47	35	22	279																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	133	44	48	35	22	282																									
P158 第2部 第2章 第14節 建築物等の安全化	<p>1. 建築物等の耐震化〔都市整備局、建設局、経済局、交通局〕</p> <p>(1) 建築物の耐震性についての考え方 (中略)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 一般建築物 (中略)</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の積極的運用 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき義務化された耐震診断により、耐震性能不足が判明した建築物の所有者や既存耐震不適格建築物に該当する建築物の所有者に対して、耐震化の啓発を図っていくとともに、改修計画の認定制度の普及に努める。</p> <p>④ 戸建木造住宅について 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工し、建築された戸建木造住宅を対象に、建物の所有者からの申込みに応じ、仙台市が耐震診断士を派遣し、耐震診断・改修計画案の策定を行う。また、耐震診断の結果が基準以下の場合、耐震改修工事に要する費用の一部助成を行う。</p> <p>⑤～⑥ 略</p> <p>⑦ 耐震改修の促進のための融資制度等のPR 耐震改修の実施において、建築物の所有者に大きい負担がかかることから、国の助成制度や住宅金融支援機構等の活用をPRに努めていく。</p> <p>⑧～⑩ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>1. 建築物等の耐震化〔都市整備局、建設局、経済局、交通局〕</p> <p>(1) 建築物の耐震性についての考え方 (中略)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 一般建築物 (中略)</p> <p>①～② 略</p> <p>③ <u>民間建築物の耐震化について</u> 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき義務化された耐震診断・耐震改修について指導・助言を行います。</p> <p>④ 戸建木造住宅について 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工し、建築された戸建木造住宅を対象に、建物の所有者からの申込みに応じ、仙台市が耐震診断士を派遣し、耐震診断・改修計画案の策定を行う。また、耐震診断の結果が基準以下の場合、耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。</p> <p>⑤～⑥ 略</p> <p>⑦ <u>融資制度等について</u> 耐震改修工事が円滑に進むように、融資制度や税の特例措置について周知啓発を行います。</p> <p>⑧～⑩ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>耐震化の指導・助言への修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>耐震改修促進計画に整合させるための修正</p>																												
P165 第2部 第2章 第15節 地盤災害の予防	<p>2. かけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防〔危機管理室、都市整備局〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業の実績 本市における急傾斜地崩壊対策事業は昭和51年度から行われ、平成26年度末現在の事業実績は以下のとおりである。 (中略)</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>2. かけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防〔危機管理室、都市整備局〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業の実績 本市における急傾斜地崩壊対策事業は昭和51年度から行われ、令和元年度末現在の事業実績は以下のとおりである。 (中略)</p> <p>(3)～(8) 略</p>	時点修正																												

旧頁	旧	新	備考
P171 第2部 第2章 第16節 災害支援活動を支える体制の整備	5. 防災・災害支援活動におけるボランティア保険〔市民局、仙台市社会福祉協議会〕 仙台市社会福祉協議会は、ボランティアに対し、事前のボランティア保険への加入について普及・啓発するとともに、保険未加入者については、仙台市（区）災害ボランティアセンターでの登録の際に加入することとし、活動中の事故による傷害等の補償を行えるよう体制を整備している。 また、本市が運営する仙台市市民活動補償制度においては、 日常的に防災活動を行っている市民 の活動中の事故による傷害や賠償責任について、制度の範囲内で補償を行う。	5. 防災・災害支援活動におけるボランティア保険〔市民局、仙台市社会福祉協議会〕 仙台市社会福祉協議会は、ボランティアに対し、事前のボランティア保険への加入について普及・啓発するとともに、保険未加入者については、仙台市（区）災害ボランティアセンターでの登録の際に加入することとし、活動中の事故による傷害等の補償を行えるよう体制を整備している。 また、本市が運営する仙台市市民活動補償制度においては、 <u>市民による防災訓練活動や災害時ボランティア</u> 活動中の事故による傷害や賠償責任について、制度の範囲内で補償を行う。	根拠要綱の規定に合わせた記載の修正
P174 第2部 第2章 第17節 教育・訓練の推進	4. 学校における防災教育〔危機管理室、消防局、教育局〕 児童生徒の 知識・技能・態度の育成により防災対応力（思考力、判断力、行動力）を育み、災害時に自他のために的確に行動できる力（自助の力・共助の力）を身に付けさせる 仙台版防災教育を推進する。 (1) 児童生徒や学校、地域の特性・実態 に応じた防災教育の実施 (2)～(9) 略	4. 学校における防災教育〔危機管理室、消防局、教育局〕 児童生徒が <u>災害に関する正しい知識や対応方法を身に付け、平常時から災害に備え、災害時に冷静に判断し、臨機応変に自らの安全を確保できる「自助」の力を育むとともに、平常時から進んで他の人や地域の力となれる「共助」の意識の育成を図るため</u> 、仙台版防災教育を推進する。 (1) <u>学校、地域の特性及び児童生徒の発達の段階</u> に応じた防災教育の実施 (2)～(9) 略	学習指導要領の改訂に伴う修正
P176 第2部 第2章 第18節 災害に強い街づくり	1. 都市計画法に基づく防災化の推進〔都市整備局〕 都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、現在の仙台市の都市計画は昭和45年7月に仙塩広域都市計画区域として決定したものを基本としており、その指定状況は次のとおりである。 (1) 指定状況 ア 都市計画区域・市街化区域（令和 元 年10月1日現在） <div data-bbox="460 1407 1365 1722" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[行政区域 78,630 ha(100%)] --- B[都市計画区域 44,296 ha(56%)] A --- C[都市計画区域外 34,334 ha(44%)] B --- D[市街化区域 18,010 ha(23%)] B --- E[市街化調整区域 26,286 ha(33%)] </pre> </div> イ 略	1. 都市計画法に基づく防災化の推進〔都市整備局〕 都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、現在の仙台市の都市計画は昭和45年7月に仙塩広域都市計画区域として決定したものを基本としており、その指定状況は次のとおりである。 (2) 指定状況 ア 都市計画区域・市街化区域（令和 <u>2</u> 年10月1日現在） <div data-bbox="1617 1407 2522 1722" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[行政区域 78,630 ha(100%)] --- B[都市計画区域 44,296 ha(56%)] A --- C[都市計画区域外 34,334 ha(44%)] B --- D[市街化区域 18,063 ha(23%)] B --- E[市街化調整区域 26,233 ha(33%)] </pre> </div> イ 略	時点修正

旧頁	旧	新	備考
<p>P176 第2部 第2章 第18節 災害に強い街づくり</p>	<p>2. 災害対策関連事業の推進〔環境局、都市整備局、建設局〕 (中略) (1) 略 (2) 公園整備事業 都市公園は、都市の骨格を形成し良好な地域づくりに寄与するとともに、レクリエーションの場や災害発生時の避難・救援活動の場など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。 東日本大震災においては、上記機能のみでなくボランティアセンター、応急仮設住宅の建設用地、ごみ・がれき類の一時集積場等として、市街地内の貴重なオープンスペースとしての機能も発揮している。 このように、防災上の観点からも身近な公園の果たす役割が認められていることから、都市公園の整備計画のなかで、防災公園としては、広域避難地の機能を有する全体計画面積が10ha以上の都市公園(ただし、都市公園面積が10ha未満でも周辺空き地と併せて10ha以上になる都市公園も含む)の整備と、一次避難地の機能を有する全体計画面積1ha以上になる近隣公園や地区公園の整備を進めていく。 ア～イ 略 (3)～(6) 略 (7) 特殊建築物等の防災対策 災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物等について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図る。 (8) 特殊建築物等、建築設備等の維持保全対策 建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物等及び同条第3項に規定する昇降機及び建築設備等の定期調査報告の結果から、建築基準法第8条に基づく維持保全が適正に行われるよう、改善指導を行う。 ※1 「特殊建築物」：劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物 ※2 「建築設備等」：換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。） (9)～(10) 略 <u>(追加)</u></p>	<p>2. 災害対策関連事業の推進〔環境局、都市整備局、建設局〕 (中略) (1) 略 (2) 公園整備事業 都市公園は、都市の骨格を形成し良好な地域づくりに寄与するとともに、レクリエーションの場や災害発生時の避難・救援活動の場など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。 東日本大震災においては、上記機能のみでなくボランティアセンター、応急仮設住宅の建設用地、ごみ・がれき類の一時集積場等として、市街地内の貴重なオープンスペースとしての機能も発揮している。 このように、防災上の観点からも身近な公園の果たす役割が認められていることから、都市公園の整備計画のなかで、防災公園としては、広域避難地の機能を有する全体計画面積が10ha以上の都市公園(ただし、都市公園面積が10ha未満でも周辺空き地と併せて10ha以上になる都市公園も含む)の整備と、一次避難地の機能を有する全体計画面積1ha以上になる近隣公園や地区公園等の整備、<u>またいつとき避難場所としての運用が可能な街区公園を中心とした身近な公園整備</u>を進めていく。 ア～イ 略 (3)～(6) 略 (7) 特定建築物等の防災対策 災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する特定建築物等について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図る。 (8) 特定建築物等、建築設備等の維持保全対策 建築基準法第12条第1項に規定する特定建築物等及び同条第3項に規定する昇降機及び建築設備等の定期調査報告の結果から、建築基準法第8条に基づく維持保全が適正に行われるよう、改善指導を行う。 ※1 「特殊建築物」：劇場、百貨店、ホテル、病院、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物や共同住宅などの利用者が就寝の用途に使用する建物 ※2 「建築設備等」：換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。）、<u>防火設備（随時閉鎖式に限る）</u> (9)～(10) 略 <u>(11) 無人航空機による災害情報の収集体制の整備〔危機管理室〕</u> <u>災害時における被害状況の把握等の応急対策を強化するため、市災害対策本部事務局で無人航空機を運用する。国土交通省認定団体による講習受講により、市職員から操縦者を養成するとともに、定期訓練等により操縦技量の維持向上を図る。</u></p>	<p>いつとき避難場所として運用可能な公園整備の追加 法改正に伴う記述の適正化 災害対応ドローンの導入による記載追加</p>

旧頁	旧	新	備考
P176 第2部 第2章 第18節 災害に強い街づくり	1. 電力施設〔東北電力株式会社〕 (1)～(3) 略	1. 電力施設〔東北電力株式会社、 <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> 〕 (1)～(3) 略	分社化及び指定公共機関追加に伴う修正
P193 第2部 第2章 第22節 ライフライン施設の災害予防	3. ガス施設〔ガス局〕 (1)～(3) 略 (4) 供給監視システムの充実と供給ブロックの最適化 ガスの供給状況を24時間体制で集中監視するとともに、災害発生時において、遠隔操作により速やかな対応を実現させるため、供給監視システムの充実を図る。また、供給停止地区を最小限度にとどめ、迅速に復旧できるよう供給ブロックの適切な維持管理を行う。 (5)～(6) 略	3. ガス施設〔ガス局〕 (1)～(3) 略 (4) 供給監視システムの充実と <u>防災</u> ブロックの最適化 ガスの供給状況を24時間体制で集中監視するとともに、災害発生時において、遠隔操作により速やかな対応を実現させるため、供給監視システムの充実を図る。また、供給停止地区を最小限度にとどめ、迅速に復旧できるよう <u>防災</u> ブロックの適切な維持管理を行う。 (5)～(6) 略	表現の修正